

理 由 書

本理由書は、毛呂山・越生都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I. 毛呂山・越生都市計画区域の位置等

毛呂山・越生都市計画区域は、都心から約50km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。また、毛呂山・越生都市計画区域に含まれる土地の区域は、毛呂山町と鳩山町の行政区域の全域及び越生町の行政区域の一部です。

II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。

III. 関連する都市計画

毛呂山・越生都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）